

平成 29 年 死亡 災害 の 概要

滋 賀 労 働 局

平成 29 年 11 月 末 現在

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 状 況
1	建築工事業 3-2-9 (2名)	2月 14時頃	墜落、転落	防水工 20代	アルミ製の枠にガラスを取り付けた構造の屋根上で、防水工事の作業を行っていたところ、ガラスを踏み抜き、約9.2メートル下の建物床面に墜落した。墜落防止措置として安全帯の取付設備が設けられ、被災者は安全帯を身に付けていたものの、安全帯の使用が徹底されていなかった。
2	金属製品製造業 1-12-2 (2名)	3月 14時頃	高温・低温 の物との 接触	作業員 70代	被災者は、金属材料のバリを落とす作業に従事していた。バリ落とし作業終了後、作業に使用した油の入った容器を持ち運ぼうとしたところ、油をこぼし、すぐ横で使用していた石油ストーブに引火、被災者の衣服に燃え移り、両下肢等に火傷を負ったもの。被災後、2か月以上治療が行われていたが、死亡したもの。
3	小売業 8-2-9 (9名)	3月 17時頃	激突され	販売員 60代	被災者が所属する事業場は、農業機械の販売を業としている。被災者は、顧客が持ち込んだ耕うん機に新しいアタッチメントを試着するため、既に装着されていたアタッチメントを取り外す作業を行っていたが、うまく外れなかったため、耕うん機本体とアタッチメントの間に入ったところ、耕うん機が後進し、轢かれたもの。
4	畜産業 7-1-1 (2名)	3月 16時頃	墜落、転落	作業員 70代	ビニールハウスの屋根を張り替える作業を行う際、被災者は、フォークリフトのフォーク部分にパレットを9段積み、その上で作業を行っていたが、パレット上から約2m墜落したもの。
5	食料品製造業 1-1-9 (117名)	3月 10時頃	はさまれ、 巻き込まれ	製造工 40代	被災者は麺生地を製造する機械を運転する作業に従事していた。混練槽内で麺生地が自動で練られた後、槽が反転し、下方のホッパーに麺生地が落下する構造となっているが、被災者は、麺生地を下部に落下させるため反転していた槽に、頭部を近づけていたところ、槽と機械の外枠に頭部をはさまれたもの。
6	その他の建設業 3-3-9 (1名)	5月 12時頃	崩壊、倒壊	はつり工 50代	敷地境界に9段積みされたブロック塀の撤去作業中、2段目のブロックにおいて縦方向の鉄筋をガス溶断するため、ブロックの2段目と3段目の境目を、チッパーを用いてコンクリートを破碎し、鉄筋が見える状態にした。被災者は、ガス溶断を行うのに問題がないか目視確認を行っていたところ、ブロック塀が倒壊し、倒れてきたブロックの下敷きになったもの。
7	窯業土石製品製造業 1-9-9 (7名)	7月 10時頃	はさまれ、 巻き込まれ	作業員 20代	工事用の碎石を製造するプラントにおいて、被災者は、碎石を製造する装置の運転業務に従事していた。装置は、原材料である土石の詰まり等により運転停止することがあるため、定時確認を行う必要があり、被災者が確認を行っていたところ、装置のベルトコンベアのベルトとプーリーの間に頭部と右腕を巻き込まれ死亡したもの。
8	その他の建設業 3-3-1 (2名)	7月 16時頃	感電	電工 20代	設備移設に伴う配線作業において、被災者は、地上5mの箇所が存在する配管上でしゃがんで作業を行っていたが、配管上で倒れている状態で発見され、その後、搬送先の病院で死亡したもの。身体の一部に感電痕があり、感電したものと推定される。

※本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。
速報性を重視しており、今後、加筆・修正を行う場合があります。